

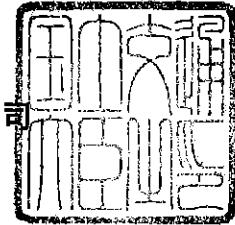
国政参復第299号

平成21年12月9日

西武運輸株式会社

代表取締役 古賀 明典 殿

国土交通大臣 前原 誠司



事業改善命令書

今般発生した危険物の航空機による輸送事案に関し、貴社の経営する貨物利用運送事業について調査及び立入検査を行ったところ、航空運送として貨物を受託する際、航空機で輸送が制限されている危険物について、品名確認を適切に実施しておらず、安全面において確実かつ適切な事業の実施を怠っていたことが明らかとなった。

また、「利用運送の区域、区間及び貨物の集配の拠点」等の変更手続きがなされていなかったとして、本年8月に文書警告を発出したにもかかわらず、本件事案の発生した「青森－東京」区間について、貨物利用運送事業における「利用運送の区域、区間及び貨物の集配の拠点」の変更手続きがなされていなかったことも明らかとなった。

本件は、危険物の航空機輸送といった航空機の安全運航に重大な影響を与えうるもので、社会的影響のある事件に重大な関係があり、貴社の事業は、事業の適正な運営が著しく阻害されていると認められるので、貨物利用運送事業法第28条第5号の規定に基づき事業の運営を改善するために下記の措置をとることを命ずる。

なお、この改善の具体的措置を平成22年1月8日までに当省あて報告されたい。

また、この命令に違反して改善を行わない場合は、貨物利用運送事業法第33条の規定に基づき許可の取消し等の措置をとることがあるので付言する。

記

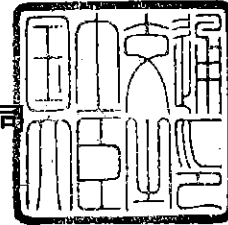
1. 航空運送として貨物を受託する際、品名の確認により、航空機での輸送が制限されている危険物かどうかについて適切に確認するとともに、このための適正な業務体制を確立すること。
2. 第2種貨物利用運送事業（国内航空）について、事業計画の定めるところにより従うこと。（利用運送の区間及び貨物の集配の拠点）

国政参復第299号の2
平成21年12月9日

西武運輸株式会社

代表取締役 古賀 明典 殿

国土交通大臣 前原 誠司



事業停止命令書

今般発生した危険物の航空機による運送事案に関し、貴社の経営する貨物利用運送事業について調査及び立入検査を行ったところ、貨物利用運送事業法第25条に基づく「利用運送の区域、区間及び貨物の集配の拠点」の変更手続きがなされていない区間（青森－東京）において行われたものであることが明らかとなった。

本件については、本年8月に「利用運送の区域、区間及び貨物の集配の拠点」等の変更手続きがなされていなかったとして、違反事実を指摘し、再び違反行為を行わないよう文書により警告していたにもかかわらず、再度違反を繰り返したものであり、貨物利用運送事業法第33条第1号の規定に基づき、下記のとおり、事業の停止を命ずる。

なお、命令に違反した場合は、貨物利用運送事業法第33条の規定に基づき許可の取消し等の措置をとることがあるので付言する。

記

1. 事業を停止する営業所
西武運輸株式会社 青森営業所
2. 事業を停止する事業
第2種貨物利用運送事業（国内航空）
3. 事業を停止する期間
平成21年12月10日から平成21年12月15日までの6日間